

社会福祉法人パール 訪問介護パールケア
渋谷区独自サービス ホームヘルプサービス
契約書
<令和5年4月1日現在>

様（以下「ご利用者」といいます）と社会福祉法人パール 訪問介護パールケア（以下「パールケア」といいます）は、渋谷区独自サービス ホームヘルプサービスについて、次の通り契約致します。

○第1条（契約の目的）

パールケアは、利用者様が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営んでいただけるように渋谷区独自サービス ホームヘルプサービスを提供します。また利用者様は、パールケアにそのサービスに対する料金をお支払いいただきます。

○第2条（契約期間と契約の終了）

- 1 この契約期間は以下のとおりとします。
年 月 日 ~
- 2 契約終了の7日前までに、利用者様からパールケアに対してお申し出がない場合、契約は自動更新されます。ただし、利用者様の病状の急変等による入院など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。
- 3 パールケアにおいてやむを得ない事情がある場合、利用者様に契約終了日の1ヶ月前に理由を示した文書で通知し、この契約を解約することができます。
- 4 利用者様は、次の事由に該当した場合、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①パールケアが、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②パールケアが、利用者様の名誉を著しく傷つけた場合
 - ③パールケアが、利用者様やそのご家族に、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 5 パールケアは、利用者様又はご家族が、パールケアやパールケアの訪問介護員に対して本契約を継続しがたい不信行為を行った場合、文書で通知しこの契約を解約することができます。
- 6 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者様が病院や介護保健施設等に入院・入所しご自宅に戻る予定がない場合
 - ② 死亡された場合。

○第3条（料金）

パールケアが提供する訪問介護サービスに対する料金は、渋谷区が定めるものです。

○第4条（秘密保持）

- 1 パールケアは、サービス提供をする上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 各指定サービス事業者等によるサービス担当者会議において、利用者様またはご家族から同意を得て、利用者様またはご家族の個人情報を用います。

